

## イラク人質事件をめぐる「自己責任論」と世界市民の責任

寺 田 俊 郎  
(国際平和研究所所員)

三人の日本人がイラクで人質となったあの事件からすでに10ヶ月近くが過ぎた。その間にはさらに二人のジャーナリストと一人の若者が人質となり、その若者は酷くも命を奪われた。イラクをめぐる情勢も変わった。すでに時機を逸している感もあるが、あの事件をめぐる湧き起った「自己責任論」について考えてみたい。このことは一度きちんと考えておかなければならない、とずっと思ってきた。

あの事件そのものも衝撃的だったが、それをめぐって湧き起った「自己責任論」はなおいっそう衝撃的だった。三人の正義感や好奇心や行動力をもった若者が想像を絶する苦難に遭ったのみならず、こともあろうに日本のマスコミや政府関係者や一般市民からの意地の悪い非難にさらされるという苦境にまで立たされたことに、あまりに理不尽なことだ、と強い憤りを感じた——それが最初の印象である。合州国の政府高官やフランスのマスメディアが、被害者たちに向けられた非難の声に驚き呆れ、眉を顰めたときは、よくぞ言ってくれたと思うとともに、情けなかった<sup>(1)</sup>。

さて、もう一つ感じたことがある。イマヌエル・カント (Immanuel Kant, 1724-1804) の哲学に親しんできた者として、これは見過ごすことができない、ということだ。カントの哲学は、なによりもまず、「世界市民の哲学」である。まさにカントのいう意味で世界市民たらんとした人々が、

そのために非難に曝され傷ついたのである。また、カントの哲学は「世界市民の哲学」であると同時に「自由の哲学」である。人々が共同しつつ自由であることはいかにして可能か、これがカントの実践哲学の根底にある問いである。その自由な社会と密接な関係にある「自己責任」という語が非難のスローガンとして使われたのである。私はカント哲学の研究者であってカント教の信者ではないので、護教論を展開するつもりはまったくない。ただ、黙っているとすれば、自分の研究の意義そのものを問われることになる、と強く感じたのである。

### 1 イラク人質事件は「自己責任」の問題ではなかった

#### 1-1 「自己責任」とは何か

その後あれこれ考えてみて、イラク人質事件は本来「自己責任」の観点から論じることのできない問題である、と思うようになった。この点をまず確認しておこう。

よく言われることだが、日本語の「責任」に相当する英語の responsibility にしてもドイツ語の Verantwortung にしても、もとの意味は他者(他の人々、古くは絶対的な他者である神)の呼びかけ・問いかけに**応答すること**である。したがって、責任とは元来**他者に対する責任**のことであり、「自己-責任」とは奇妙な語だと言わねばならな

い。そもそも自己に対して責任をとるとはどういうことだろうか。もっとも、ヨーロッパの倫理学の伝統には（「他者に対する義務」に対置される）「自己に対する義務」という考え方があって、自分の生命や身体や才能などを大切にす義務を指すことがあり<sup>(2)</sup>、それを自己に対する責任と読み替えることもできるが、しかし、それはいわゆる「自己責任」ではない。

「自己責任」という語によってふつう了解されているのは、自ら決定して行ったことの結果に関して他者の責任を問うべきではない、「ひとのせい」にすべきではない、ということである。たとえば、自分で決定して行ったことが他者に不利益を与えれば、私はその人に対して賠償責任を負わなければならない一方、それが自分に不利益を与えたとしても、私は他の人に対して賠償責任を問うことはできない。自分が他者に対して負うべき責任を誰かに転嫁したり、もともと他者に問うことのできない責任を誰かに問うたりすべきではない——これは、「自己責任」などと仰々しい名をつけてあらためて強調するまでもなく、〈行為する〉ということをめぐる一般に了解されていること——自分が行った行為の結果に関しては責任を問われるが、自分の行っていないことについては責任を問われない、ということ——を言い換えたにすぎない。そして、もちろん〈私が行った〉には、〈私が自由に行った〉という意味が含まれる。不可抗力によって生じたことは、そもそも〈行為〉とは呼ばれえず、それに関して私が責任を問われるべきではない。言うまでもなく、これは社会生活を送るうえで最も基本的な了解の一つである。「自己責任」の原則とは、責任の帰属つまり帰責に関する一般的了解を確認するものにすぎないのである。

したがって「自己責任」という語が敢えて用いられるのは、ある特定の意図がある場合である。たとえば、自分の行為の結果に関する責任を自分

で負おうとせず、他者に転嫁する人々を牽制する場合などである。

## 1-2 人質たちの「自己責任」と日本政府の責任

人質になった三人は自らの自由な決定にもとづいてイラクに入国した。その結果三人は事件に巻き込まれた。それに至るまでの行動は合法的であり、法的責任を問われる理由はなかった（そして現に問われていない）ことをまず確認しておこう。

事件が伝えられるや否や、世界中のさまざまな人々が救出のために働いた。アラビア語放送のアルジャジーラで繰り返し人質の解放を訴え、人質の引渡し相手になったイスラム聖職者協会の人々、さまざまなメディアで解放を訴えた家族、解放のためにデモを行い署名をした市民たち、アルジャジーラに出演した市民団体の人々、人質解放を訴える運動を行った、人質と面識のある人々を含むイラク人たち、また、解放を訴えるメッセージを世界中に送信し続けた多くの市民たち。これらの人々は、自発的に救出のために動いた。その動機はさまざまであったろう——近親者への愛情、同じような志をもつ人々への共感、危機にある人を救いたいという善意、不当な拘束に対する憤りなど。幸いなことに、その働きは成果をあげ、人質の解放につながった。労力の面でも費用の面でも大小の負担があっただろうが、これらの人々は誰もその負担の責任を解放された三人に問わなかった（問うはずもなかった）。ただ人々は三人の無事を喜び、三人は人々の尽力に対して感謝して事件は終わった。

他方、日本政府も救出のために働いた。その間政府がどのような活動を行ったのか、公表されていないので、私にはわからない。ただ、その働きはほとんど成果をあげられなかった疑いが濃い。そして、多くの人手と費用がかかったと言われている。その政府の要職にある何人かの人々とメディアの一部から「自己責任」を追及する声が上がりが、

少なからぬ市民がそれに賛同した。しかし、それは筋の通らぬことである。日本政府には人質救出に尽力する義務があり責任があった。国民を保護することは、少なくとも現行の制度では、日本国民に対して政府が果たすべき義務であり責任である。政府の責任こそ問われ、被害者の責任は問われようがない。

このように、三人が他者の負担に対して責任を問われる理由はなかった。では、三人が自分たちの身に生じた不利益に関して「自己責任」を果たしていないと言えるだろうか。言えないであろう。三人とも自分たちが被った精神的・肉体的苦痛を甘んじて受け、それを他の誰のせいにもしていないのだから。たしかに、救出までの過程で、自衛隊を撤退させようとしないうる日本政府を被害者の家族が非難したことがあり、それを政府への責任転嫁だと見た人もいる。しかし、人質解放の条件に自衛隊撤退が含まれていたことを考えると、家族の政府批判は、死に直面している家族を救いたいという気持ちの表れとして理解されるべきであって、政府に責任を転嫁したと見るのは残酷である。ただ、この事件が自衛隊撤退をめぐる政策論争に利用されそうになって、政府与党が迷惑したことはあったろう。しかし、それに対する文句は論争相手に言うべきであって、事件の被害者に言うべきではない。

もっとも、人質の救出を考えて自衛隊撤退を求めることと自衛隊派遣の是非とが混同されていたことは、被害者に同情的な人々にも批判的な人々にも見られたことである。両者はもっと明確に区別して論じられなければならなかった、と思う。私はイラクへの自衛隊派遣には反対するが、その理由は、明らかに不当な軍事介入をイラクに対して行ったアメリカ合州国に然るべき批判をしないまま、日米関係を「良好に」保つだけのために、イラクの人々が真に必要とすることはそっちのけにして行う政府の「復興援助」は不正であるばか

りでなく、中東における日本の評価を低め、日本人をテロに曝す危険を高めるという好ましくない結果を伴う恐れもあるからである。仮に政府が人質救出のために自衛隊を撤退させたとしても、政府が合州国に対して申し開きをするための口実を手に入れただけで、自衛隊派遣のはらむ問題そのものがうやむやになるとすれば、それはそれで問題だと思う。

### 1-3 「自己責任論」の虚妄

このように、人質たちには「自己責任」を果たしていないと批判されるべきところはなく、他方、政府には人質たちの救出にあたる義務があった——ただそれだけのことであって、そこにはもともと「自己責任」という論点が入る余地はなかったのである。

では、あの「自己責任論」はいったい何だったのか。虚妄だったのである。しかし、そのような虚妄の「自己責任論」が声高に叫ばれたことこそが、問題であると思う。まず、政府関係者が「自己責任論」をもち出すとすれば、政府が責任を果たしえなかったという不面目を覆い隠すためであるか、あるいは政府に批判的な人々、「お上」に楯突く人々をたたくためである、と考えられる。解放にあたって第一に功績があった人々、すなわち、イスラム聖職者協会、解放を訴えた家族、市民団体のメンバー、イラク人たちに感謝の言葉を述べることにしなかった（後になってイスラム聖職者協会には外務大臣が謝意を表した）のも、まったく同じ理由によるのであろう。政府が面目を保つために言い繕いをするのはありそうなことだが、しかしその面目を被害者の「自己責任」を問うことによって保とうとするならば、それこそ責任転嫁であろう。

メディアや市民が「自己責任」を声高に叫んだとき、それはおおむね「自業自得」——この語は帰国した被害者に対して実際に向けられた——と

いう非難であったろう。その背景には、「お上」に楯突く人々に対する不快感、世間を騒がせた人々あるいは世間を騒がせた娘・息子を護ろうとする家族に対する不快感、さらには批判的言説を行う人々一般に対する不快感など、さまざまな感情が窺われるように思う。その不快感の発露として「自己責任」という語が使われたのであって、「自己責任」をめぐる理性的な問題提起がなされたわけではない。

こういった心性についても考えてみたいが、ここでは置く。むしろ、「自己責任」という語がこのような恣意的に用いられることがあるということ、それによって本来重く複雑な概念である「責任」がいつも軽く単純なものになってしまうこと、「責任」という語をめぐる考えなければならぬことが覆い隠されてしまうこと——こういったことを考えてみたい。

## 2 「自己責任」の原則をめぐる使用上の注意

### 2-1 自己責任の原則の重要性

すでに確認したように、責任とはもともと他者の呼びかけや問いかけに応答することであり、他者に対して負うものであって、「自己-責任」とは奇妙な言い方である。それは、〈自由に行為する〉ということをめぐる一般に了解されていること——自分が行った行為の結果に関しては責任を問われるが、自分の行っていない事柄については責任を問われない、ということ——を言い換えたものにすぎず、「自己責任」の原則とは、責任の帰属つまり帰責に関する一般的了解を確認するものにすぎないのである。だから、敢えて「自己責任」が語られるのは、何か特定の意図がある場合である。

だからこそ、恣意的な使われ方を許すこともあるが、しかし、「自己責任」という観念自体はたいへん重要なものである。それは、誰も自分が行ったこと以外のことについて責任を問われないとい

うことであり、責任を負いうるかぎりどのような自由な決定に基づいて行為してもよい、という自由な社会の最も根本的な原則の一部である。私は自由な社会に生きたいと思うので、この根本原則を尊重する。そして、その根本原則を蔑ろにする人々にはそれを尊重するよう説得し、それを抑圧する勢力には抵抗したい。

### 2-2 相互依存性と判断力の限界

しかし、この自由な社会の原則には使用上の注意が必要である。よく指摘されるように、この原則が現実適用される環境・状況を十分考慮に入れないと、かえって自由を脅かす事態が帰結する。その環境・状況の一つは人の相互依存性であり、もう一つは個人の自己決定力の限界である。

人の相互依存性には二つの異なるレベルがある。一つは、言うまでもなく、物質的・精神的な相互依存関係である。われわれは、物質的・精神的に助けあい、支えあわなければ生存できない。それは、誰もが多かれ少なかれ、他者に負担をかけながら生きているということである。それはどんな人間の社会にも共通することである。

人の相互依存性のもう一つのレベルは、人は他の人々の間ではじめて人になる、というレベルである。私は、生まれたときから「私」であるわけではない。生まれて間もなく、私に働きかける他者、私に微笑みかけ、私に話しかけ、私の泣き声に応じてくれる〈誰か〉を意識するときに、はじめて「私」になる。「あなた」との呼応関係のなかではじめて「私」になるのである。この「あなた」と「私」、そしてそれ以外の「彼」や「彼女」たちという第二人称、第一人称、第三人称から構成される人称的世界のなかで、われわれは人になり、言語を身につけ、人と人との関係を学び、お互いに人であることを認めあい続けることによって人であり続けることができるのである。

「一人の人は人ならず」という諺は、これら二

つのレベルで理解されるべきであろう。人は一人では物質的・精神的に生きていくことができないというにとどまらず、人がそもそも人になり、人であり続けるという根源的なレベルでも、相互に依存しあっている。われわれに備わっている社会性は、たんなる物心両面にわたる共同の必要から生じるにとどまらず、人称的世界に生きるわれわれの本性なのである<sup>(3)</sup>。

このような相互依存性を無視して自己責任の原則が適用されることがよくある。リバタリアニズムの議論と、リバタリアニズムの議論をさらに単純化して市場原理擁護のために濫用するネオ・リベラリズム（新自由主義）とが、その典型である。たとえば、自分の行為の帰結として他者が困難な状況に陥ったのでないかぎり、困難な状況に陥った他者に救いの手を差しよべる道徳的理由はないという議論がある。これは端的に相互依存という条件を無視した議論である。相互依存という条件のもとでは、個人の責任の範囲も一意的には決まらない。個人の責任の範囲には、個人の事情や社会の状況に応じて道徳的配慮や社会的合意によって決められるべき余地があるのである。

次に個人の判断力の限界について。自己責任の原則は、もちろん自分の生き方を自分で決定することができるということを前提としているが、現実には個人の自己決定力にはさまざまな限界がある。その限界を無視して自己責任の原則を適用すれば、かえって自由が妨げられることになる。自己決定する個人の判断力にも、決定するための熟慮に使うことのできる情報や時間にも制約がある。そのため完璧な自己決定をすることは、誰にもできない。だから、いかなる自己決定も修正や救済の可能性をまったく考慮することなしにはなされえない。そして、その修正や救済をどのように行うべきかを決めるためにも、道徳的配慮や社会的合意が必要である。

### 2-3 「自己責任」概念の誤用・悪用

自己責任が声高に叫ばれるとき、このような使用上の注意が忘れられていることがよくある。相互依存性や判断力の限界を考慮に入れる限り、自己決定は本来そうやすやすと下されるはずのないことであり、熟慮のための時間と労力がかかり、さまざまな社会的条件が整うことを必要とする。社会的合意の努力も必要である。しかし、最近の自己責任論は、自己決定にまつわるそのような非効率的な部分を切り捨てる論理として使われることが多い。恣意的に責任の範囲と修正や救済の可能性の線を引き、独断的に人々に押しつけるのである。最近の民営化論議はまさにそういう能率化を目指して自己責任の原則を誤用ないし悪用するものであり、また、もともと医療者の専断を避け患者の権利を尊重するために登場した医療におけるインフォームド・コンセントの考え方すら、それと同じように誤用ないし悪用される傾向がある<sup>(4)</sup>。

もっとも、責任の範囲、修正や救済の可能性についてみんなで議論をして合意に達した結果、たとえば自己決定に時間をかけたりいったん自己決定したことを修正したりするのは非能率的だから認めないことにしよう、とか、弱者救済は責任の転嫁だからやめよう、ということになれば、それはそれでその社会の選択として尊重せざるをえない。しかし、まだそのような社会的合意がなされたことはない。ちなみに、私はそういう社会には住みたくない。

イラク人質事件をめぐる「自己責任論」にも同じ論理が見られたと思う。敢えて危険を冒してボランティアをしたり取材をしたりするような人には救済は必要ない、という恣意的な基準を独断的に使うために「自己責任」という語が使われたのである。もっとも、みんなで議論をして合意に達した結果、たとえば、ボランティアや取材など個人の趣味のために危険を冒す人まで救済する必要

はない、ということになれば、それはそれでその社会の選択として尊重せざるをえない。しかし、まだそのような社会的合意がなされたことはない。ちなみに、私は、現代社会においてボランティアや取材は個人の趣味にすぎないなどと言う人がいれば、ご冗談でしょう、と言いつつ返すだろう。もっとも、たとえ冗談としか思えなくても、真面目に語られる意見に耳を貸そうともしないとすれば、私も自由の敵と成り果てることになるだろう。

### 3 国民の責任と世界市民の責任

#### 3-1 ある論評

イラク人質事件をめぐる現れたさまざまな論評のうち、以上のような観点から最も気になったのは、事件後間もなく（4月26日）『朝日新聞』に掲載された、中西寛の「国家の声価高める個人」である。この論評はある意味でたいへん興味深い。個々の論点には賛成できるところが多いのに、その矛先があらぬ方向を向いているために、全体としてたいへんアンフェアな印象を与える。私の見るところ、この論評から論理的に導き出される帰結の一つは、人質になった三人に向けられた非難は不当であった、ということになるはずであるが、それは明示されておらず、三人を支持した人々の政治観への批判ばかりが表に出ているのである。

この論考で中西は、被害者の家族とその支援者が、犯人より政府を非難したことに違和感を表明し、それにまつわる問題を二つあげている。一つは、事件が自衛隊派遣を批判する政治キャンペーンに利用された疑いがある、ということ、もう一つは、「市民派」の一部に見られる「シニカルな権力観」が露呈したことである。前者については、基本的に異論はない。先に述べたように、人質救出のための自衛隊撤退と自衛隊派遣への批判とは区別して考えるべきだったにもかかわらず、混同されることがたしかにあったからである。ただし、実際それがどのように利用されたのかを明らかに

しなければ、このような語り方自体が自衛隊派遣の批判を封じ込める政治的キャンペーンに利用される恐れがある。それを急いで付け加えて、この問題はここで置く。考えるべきは後者の問題である。

「シニカルな権力観」ということで中西が言おうとしているのは、「普段は反政府を標榜し、政府とは無縁に生きていくことを良しとする人々が、問題が生じたときに権力万能主義、すなわち権力がその気になれば何でもできるかのように責任を政府に押しつける姿勢を見せることがある」ところに現れるような権力観である。中西は、政府の保護能力には限界があること、自国外、特に危険地帯に行く人間は、自らの安全確保について責任が高まること、人質になった人々には判断の甘さがあったこと、しかし、救援費用を要求したり渡航を禁止したりすることは問題の本質からはずれていることを述べ、「政府および市民双方が互いの役割と責任の範囲を再確認すること」を教訓として読み取るべきだとする。政府の第一の責務は国策の実行であり、国民の保護にも責任があるがその範囲には限界があり、他方、政府の活動や情報収集には限界があり、非政府活動や自由な報道が政府を補い、その誤りを正すのに重要な役割をもつことは「自由民主主義体制の基本」である。「政府から独立した行動力と判断力をもつ個人が存在することは、その国全体の声価を高めるだけでなく、政府が判断を誤ったときに修正を行いやすくなる。しかし、市民活動を行う人も、(中略)世界が主権国家の原則で動いている事実を無視して行動しては真に意味のある行動はできない、という現実を認識することが必要である。」そして、「自らの政治的義務への自覚なしに行われる世界市民主義的活動は、結局大きな力をもちえないのではないだろうか」と結んでいる。

### 3-2 「シニカルな権力観」と市民のコミットメント

個々の論点はもっともである。現代の世界がまだ主権をもつ国民国家の枠組みで動いていること、その自覚をもっていなければ市民活動も有効なものになるとは期待できないこと、市民セクターで活動する人々も国民国家の一員としての責任があること。

しかし、「市民派」の一部とは断ってはいるものの、人質になった人々も含め市民活動に熱心な人々一般が「シニカルな権力観」をもっていると印象づけるような語り方、逆に政府を支持する人々、あるいは今回の事件で被害者たちを非難した人々が、どのような権力観をもっているのかに一切触れない語り方は、フェアではない。たとえば、今回人質に批判的だった人々やその運命を「自己責任」の一言で片づけた人々は、人質に同情的だった人々やその救出のために市民レベルで行動した人々より、国民としてのコミットメントに積極的なのだろうか。さらに、政府に対する批判もまた国民としてのコミットメントであることにまったく触れていないこと、国民国家と市民活動との関係が、たんに後者が前者を補うものであるかのように語られていることにも、疑問を感じる。

やはり国家を至上とし、政治的コミットメントを国家へのコミットメントと同一視する政治観が見え隠れするように思われる。このような政治観からすれば、国家の枠を超えて活動する世界市民たちは無責任な「根無し草」ということにもなる。しかし、グローバリゼーションの進行によって、すでに国民国家の枠組みのなかでは解決しにくい問題が続出している。さまざまな非政府活動がグローバルな問題からローカルな問題にまで取り組み、その有効性を示し始めている。今回の人質解放に至る経緯もまた、それを象徴的に示しているのではないだろうか。そのようなグローバル

な市民社会の可能性を視野に入れず、世界市民としての責任を自覚しない政治的コミットメントは、現代の状況を考慮に入れば、別の意味で「シニカルな権力観」を露呈していると言えるだろう。

もっとも、最初に述べたように、中西の個々の論点には賛成できるところがある。そのうち最も重要なものは、国民国家と非政府活動とが良好な関係を築いていかなければならない、という論点である。しかし、それは、非政府活動は国家に奉仕するものだとか、国家を補うものだとかいう観点ではなく、それらが相互に補完しあうことによって自由な社会を築き保つことができ、現代世界が直面するさまざまな問題に対処することができる、という観点から語られるべきであり、その宛先は非政府活動に参加する人々だけでなく、国政に携わる人々や現政府を支持する人々でもあるべきなのである。この点をもう少し考えよう。

## 4 自由の共同性と世界市民の責任

### 4-1 自由の共同性と社会的コミットメント

自由な社会が真に自由な社会であるためには、その自己責任の原則を、相互依存性と個人の自己決定力の限界という制約を考慮に入れて適用しなければならない。個々人が自由であるためには、自由をいわば共同性の相のもとで構想しなければならない。これはともすると共同体に奉仕することこそが自由であるという倒錯した論理とすり替えられやすいので、注意が必要である。あくまであらゆる人々の自由の共存が、現実的な諸制約のもとで最大限に実現されるためには、各人がそれなりのコミットメントを果たさなければならない、ということである。

このような考え方には、共同体や国家をたんなる手段・道具と見なすという批判がなされることがある。たとえば、コミュニタリアンの代表的な論客と目されるチャールズ・テイラーは、近代特有の不安として、原子論的な個人主義、道具的理

性の優位、それらから帰結する政治的自由の喪失の三つを上げる。政治的自由の喪失は、一方では、産業-テクノロジー社会の制度と構造によって、人々が道具的理性に支配され、選択の巾を著しく狭められることであり、他方では、「巨大で後見人的な権力」による「穏やかな専制」(トクヴィル)のもとで、政治に参加し自らの運命を政治的に支配する力を失うことである。政治的自由の喪失を防ぎ、自由な社会を守るためには、市民の強力なコミットメントが必要であり、そのようなコミットメントの原動力になるのは、「パトリオティズム」すなわち共通の文化的アイデンティティで結ばれた政治的共同体への忠誠である<sup>(5)</sup>。忠誠の対象になる政治的共同体はたんなる手段・道具であろうはずがないということになる。

しかし、テイラーの以上のような議論は、よく考えてみれば、文化的アイデンティティで結ばれた政治的共同体への忠誠に収斂するとは限らない。コミットメントの対象となる政治的共同体を、さまざまなレベルで多様・多重に考える余地が残されている。「穏やかな専制」を防ぐための市民のコミットメントを高めるためには、「脱中心化」(トクヴィル)が必要であり、連邦制のような分権が有効であることをテイラーも認めているが、その分権の単位は多様・多重に定められうるのである。にもかかわらず、テイラーはその分権の単位を既存の文化的共同体に限定して考える。歴史的に形成されてきた共同体とその伝統を過度に理想化している、と私には思われる。それは、抑圧され消滅の危機に瀕している伝統的共同体に属する人々の心情としては理解できるが、政治的公共体のあり方に関する議論としては共感できない。

人が人となる過程で特定の共同体が重要な意味をもつことはたしかであり、特定の共同体を尊重することは大切なことだが、コミュニタリアニズムはそれを絶対的・固定的に捉えすぎている。人のアイデンティティとは多様で多重であり、可変

的である。そのどれを忠誠の対象とするかは、国民国家の成り立ちを見ればわかるように、恣意的なことにすぎない。真に自由な社会を目指すなら、コミットメントの対象を固定化・実体化された共同体ではなく、人々の間で多様・多重な形をとる共同性に求めるべきなのだ。

ただ、テイラーの主張から読み取ることのできる一つの問いは、真剣に受けとめられなければならない。人々が共同的自由でコミットする文化を創り保つためには何が必要か、という問いである。これは自由な社会を目指す人々すべての課題である。パトリオティズムでないとしたら、われわれはどんな答えを与えることができるだろうか。

#### 4-2 社会的コミットメントと世界市民

国家にも市場にも回収されない市民社会を構想することをもって答えるほかない、と私は思う。そして、国家にも市場にも回収されない市民社会は、市場の普遍性とは別の普遍性をもつ世界市民社会と地続きである。それはすでに形成されつつある。ローカルな問題からグローバルな問題に至るまでさまざまな分野と規模で活動する非政府組織(NGO)、市民参加型のテクノロジー・アセスメント(PTA)、裁判外紛争解決(ADR)などの試みや、アメリカ合州国のイラク攻撃に反対して全世界的に起こったデモンストレーションなどである。これらの、国家にも市場にも回収されない多様な市民セクターの動きは、萌芽的であるとはいえ、すでに現実であるばかりでなく、ローカルなレベルにせよ、グローバルなレベルにせよ、国民国家の果たすことのできない役割を果たしうるものが認められつつある。そして、このような世界市民社会における市民の活動にとって不可欠なものは、豊富で質のよい情報である。イラクで人質になった三人は、このような世界市民社会の構想に参画しようと試みた世界市民たちであると私は思う。

世界市民社会が国民国家の果たすことのできない役割を果たすことには、いくつかの理由が考えられる。まず、たとえば地球環境汚染、クローン技術などの先端的な科学技術、移民あるいは難民、民族紛争、経済格差などの問題を見ればわかるように、国民国家の枠組みでは解決しにくい問題がある。もちろん、現代の世界はまだ国民国家の枠組みで動いているのだから、国際的な（インターナショナル＝間国民国家的な）レベルでそれらの問題の解決を図ることが依然として重要であることは言うまでもない。しかし、もはやそれでは有効に対処できない面があるのである。

だが、理由はそれだけではない。上記のような問題は、もともと行政の専門家や学術・技術の専門家のみによっては解決されえないものである。まず、それらの問題は市民の生命と安全に深くかわかり、市民が利害の当事者だからである。また、たとえば経済格差は過去の世代の植民地政策が残した負の遺産であり、地球環境汚染は将来の世代に負の遺産を残すであろうから、このような問題に関して、現在の世代はまったく無関係であるわけではない。たとえ過去の世代の行ったことについて現在の世代に「自己責任」という意味での責任はないとしても、その正の遺産を一部の人々が享受し、まさにその結果として負の遺産を一部の人々が背負わされるとすれば、少なくともフェアとはいえない。そのアンフェアな事態を何とかしなければならぬと思う。さらに、天災の被害を受けた人々の窮状について、被害に遭わなかった人々には「自己責任」という意味での責任はないとしても、その窮状はわれわれとは無関係である、と言い切ってしまうことには抵抗を感じる。実際多くの人々が見捨てることはできない、何とかしなければならぬ、と思って救いの手を差し伸べる。これらの問題は、市民の価値観・世界観・人間観に深くかかわる問題だという共通点をもつ。この状況を前にして、われわれは何が正しく何が

不正だと思うのか、われわれはどのような世界に生きたいのか、われわれはどのような人でありたいのか——それをあらため問うことを迫る問題である。考えなければならないのは、専門家ではなく市民自身なのである。

このような市民のコミットメントは、先に論じた「自己責任」という意味での「責任」とは異なるが、別の意味で——その語の本来の意味で——「責任」と呼ぶにふさわしいものである。それは、他者の呼びかけ・問いかけに応答するという意味での責任である。

### 4-3 カントの世界市民論

カントは積極的に世界市民について語った。地球上の誰もが見知らぬ土地を訪問し、そこで歓待される権利をもっている。なぜなら、人類は一つの球面である有限な地表を共有しており、誰もが自分のいたい場所にいる権利を等しくもっているからである。世界市民とは、まず、このようなグローバルな世界を共有する人としての権利をもつ人々のことである。

しかし、カントのいう世界市民は、たんにグローバルな社会の市民権をもつ人々であるにとどまらない。それは、一人の人として言論を通じて世間に働きかける人々である。学校や会社や役所などの組織や共同体の一員としてではなく、自分の頭で考え、自分の言葉で世間に向かって意見を表明する人々である。そのような人々の活動をカントは「理性の公共的な使用」と呼んだ。それに対して組織や共同体の一員として発言することは、どこまでも「理性の私的な使用」ととどまる——それはしょせん「身内」・「内輪」の話にすぎないから。そして、理性の公共的な使用の第一の特徴は「批判」である。科学的な真・偽にせよ、倫理的な正・不正や善・悪にせよ、われわれが真なる知に到達することができるのは、世界市民の立場で相互に批判的に吟味することによってのみであ

る、とカントは考えた。世界市民とは、理性を公共的に使用する人々のことである。

このように、カントのいう世界市民は二重の性格をもっている——グローバルな世界を共有する人々としての権利をもつこと、そして理性を公共的に使用すること<sup>(6)</sup>。

しかしカントが世界市民を積極的に語ったのは逆に、世界市民はネガティブなものとして捉えられることも多かった。「どこの出身か」と問われると「世界市民（コスモポリテス）だ」と答えたことと伝えられているシノペのディオゲネス（紀元前5-4世紀、キュニコス派の祖とされる）をはじめとして、世界市民とは故郷をもたない人々、故郷を追われた人々のことであり、世界市民には孤独と悲哀、「根なし草」というイメージがつきまどってきた。20世紀の思想家ハナ・アーレントが、世界市民は義務も権利ももたない「世界観察者（傍観者）」でしかありえない、と述べた<sup>(7)</sup>のも、彼女自身の国籍をもたない人としての悲哀に満ちた体験が背景にある。

しかし、すでに述べたように、現代世界が置かれている状況は、世界市民が積極的に評価されることを必要としている。それを念頭において18世紀の哲学者カントの世界市民論を見ると、それはまったく古びても色あせてもいない。球面であるがゆえに有限な地表を共有していることを自覚し、その自覚の上に立って自由で自律的な人々が共存することができる世界を構想し、理性を公的に使用することを通じてその実現を目指す人々——そのような世界市民こそが今求められているのである。

## 註

- (1) もっとも、ここで情けなさを感じたことは、それはそれで問題かもしれない。その情けなさは、私が「われわれ日本人」という意識を強く抱いているからこそ感じられたものであることは、明らかだからである。この感覚は、主権者である国民として政府の行うことには責任があるという感覚であろうか、それともそれ以外の何か共同体的なアイデンティティの感覚であろうか。きちんと考えるべき問題だが、ここでは置く。
- (2) イマヌエル・カント『人倫の形而上学』第2部「徳論の形而上学的基礎論」（理想社『カント全集』、岩波書店『カント全集』、中央公論社『世界の名著』いずれにも所収）を見よ。
- (3) 寺田俊郎「カントと自己決定の問題」、『自己の探求』晃洋書房、2001年
- (4) 自己決定にまつわるさまざまな問題について考えるために、次の文献が参考になる。仲正昌樹『「不自由」論——「何でも自己決定」の限界』ちくま新書、2003年
- (5) チャールズ・テイラー『〈ほんもの〉という倫理』産業図書、2004年
- (6) 寺田俊郎「カントのコスモポリタニズム——世界市民とは誰か」、『別冊情況』2004年12月
- (7) ハナ・アーレント『カント政治哲学講義』法政大学出版局、1987年。

なお、本稿を執筆するにあたって参照した文献・資料のうち、以下のものには特に教えられた。

「いま問い直す『自己責任論』についてのレポート」  
 (<http://ac-net.org/honor/doc/04724-report.php>)  
 篠田英朗「人質事件で露呈した日本の国際平和協力の限界——新しいイラクの構築を」、『論座』2004年4月